



# 埼玉県報

第 533 号  
令和 6 年(2024 年)  
7 月 19 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 石油ストーブに関する入札公告（入札課）
- 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（入札審査課）
- 坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の中止（環境政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉中央漁業協同組合共第 1 号、共第 4 号及び共第 5 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（生産振興課）
- 県営土地改良事業北川辺領地区（農業用排水施設）の事業計画の決定及び事業計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 県営土地改良事業栗崎向田地区（農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）事業）計画の決定及び事業計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 草加都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 草加都市計画道路事業の認可（都市計画課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

令和7年2月10日（月）

### (4) 納入場所

埼玉県立浦和高等学校ほか55校

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 石井 電話048-830-5780（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年9月2日（月）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年8月30日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年9月2日（月）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和6年9月2日（月）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年8月16日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年7月25日（木）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Kerosene Heater Complete Set

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Monday, September 2, 2024

By Registered Mail: 5:00 pm, Friday, August 30, 2024

In Person: 10:00 am, Monday, September 2, 2024

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和七年度及び令和八年度において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 業種区分

業種区分は、次のとおりとする。

- (1) 物品の販売
- (2) 物品の賃貸
- (3) 物品の買受け
- (4) 印刷の請負
- (5) 電子計算に関する業務
- (6) 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
- (7) 建築物の管理に関する業務

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 11(4)又は(5)に該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者

- (2) 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ その他契約の相手方として不相当と認められる者

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力等に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの3等級に区分して定める。

- (2) 個々の履行能力等の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

ア 売上額

イ 経営規模

(ア) 自己資本の額

(イ) 機械装置の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）

(ウ) 従業員の数

ウ 経営状況



(ア) 流動比率

(イ) 経営資本回転率

エ 従業員1人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）

オ 営業期間

カ ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、借入れ及び売払いに関する契約に係る資格審査については除く。）

キ 障害者雇用状況

ク SDGs等の取組

(3) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、資格を有しないものとする。

ア 登録、免許又は許可等を営業の要件とする営業品目について、当該登録、免許又は許可等を受けていない者

イ 申請日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

ウ 資格審査の申請日時点において次に掲げる税を滞納している者

(ア) 埼玉県の法人県民税

(イ) 埼玉県の法人事業税

(ウ) 埼玉県の個人県民税

(エ) 埼玉県の個人事業税

(オ) 消費税

(カ) 地方消費税

#### 4 資格審査の申請方法

(1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。

(2) 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を知事に提出しなければならない。

なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。

ア 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し

イ 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限る。）

ウ 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前1年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時時点で、法人設立後1年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

エ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）

オ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税及び事業税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

カ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

キ その他知事が必要と認める書類

## 5 電子申請等に用いる言語等

(1) 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれら以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(2) 電子申請の金額表示は、日本国通貨でなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

## 6 資格審査の申請受付期間

(1) 定期受付

令和6年9月10日から同年11月29日まで

(2) 随時受付

令和7年4月7日から令和9年2月5日まで

## 7 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

## 8 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

## 9 資格の有効期間

(1) 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## (2) 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格者として物品等競争入札参加資格者名簿に登録された日（以下「資格登録日」という。）から令和9年3月31日までとする。

なお、資格登録日から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

## 10 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は代理人
- (3) 所在地（代理人の所在地を含む。）
- (4) 資本金
- (5) 登録、免許又は許可等に関する事項

## 11 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 2(1)ア又は(2)のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 営業に関し必要な登録、免許又は許可等の取消しを受けたとき。
- (3) 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

## 12 資格の更更新手続

資格の更更新手続については、令和8年度中に別に告示する。

## 13 その他

この告示に定めるもののほか、競争入札に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十四号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和六年埼玉県告示第七百八十四号（坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 件名

坂戸都市計画事業（仮称）坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

#### 二 日時及び場所

ア 令和六年七月二十二日（月）十時から十一時三〇分まで

東松山市高坂市民活動センター 和室（茶室）

イ 令和六年七月二十三日（火）十時から十一時三〇分まで

鶴ヶ島市南市民センター 展示室

ウ 令和六年七月二十三日（火）十三時から十四時三〇分まで

川越市名細公民館 会議室一・二号

#### 三 都市計画決定権者の名称

坂戸市

#### 四 中止の理由

公述の申出がなかったため

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目八番三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

ハ 変更年月日

令和六年三月一日

ニ 届出年月日

令和六年七月三日

二 縦覧期間

令和六年七月十九日から令和六年十一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年七月十九日から令和六年十一月十九日まで

ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 漁業権者の名称及び住所

埼玉中央漁業協同組合

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

#### 二 漁業権の免許番号

共第一号、共第四号及び共第五号

#### 三 変更の内容

第二条第二項中「口頭」の次に「又はオンラインシステム」を加える。

第九条第一項中「又は」を「、」に改め、「指定取扱店」の次に「又は組合が指定するオンラインシステム」を加える。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「遊漁承認証」の次に「（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）」を加え、同条第二項中「場所」の次に「、組合が指定するオンラインシステム」を加える。

#### 四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和六年七月十二日

## 告 示

### 埼玉県告示第八百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業北川辺領地区（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧期間

令和六年七月十九日から令和六年八月十九日まで

#### 二 縦覧場所

加須市役所

埼玉県のウェブサイト



# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営土地改良事業栗崎向田地区（農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 縦覧期間

令和六年七月二十四日から

令和六年八月二十二日まで

### 二 縦覧場所

埼玉県のウェブサイト

本庄市役所

深谷市役所

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三十九号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（六稲荷六測第一号路線測量等業務委託）

### 三 作業地域

加須市琴寄地内他

### 四 作業期間

令和六年七月十六日から令和七年二月二十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第八百四十号

令和五年埼玉県告示第千三百九十七号で公示した基本測量は、令和六年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第八百四十一号

令和五年埼玉県告示第三百四十五号で公示した基本測量は、令和六年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 施行者の名称

八潮市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画道路事業三・四・八十五号入谷東西線及び三・六・八十六号外環  
八潮スマートICアクセス線

### 三 事業施行期間

令和六年七月十九日から令和十三年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### イ 収用の部分

埼玉県八潮市大字八條字入谷及び字白鳥地内

#### ロ 使用の部分

なし

# 告 示

## 埼玉県告示第八百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項及び第四項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

八潮市

東日本高速道路株式会社

### 二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画画道路事業一・三・二号高速外環状道路

### 三 事業施行期間

令和六年七月十九日から令和十三年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 収用の部分

埼玉県八潮市大字八條字入谷及び字白鳥地内

#### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年七月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年七月十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台七百六十四―二、七百六十五、八百六、八百六十一、八百六十六―二、九百八―一及び九百八―六の各一部</p> <p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台八百七十一―二、八百七十二―二、八百八十二―五、八百八十四―四、八百八十五―五、八百八十五―六、八百八十六―二、八百八十六―三、八百八十八―二、八百八十八―三、八百八十九―二、八百九十一―二、八百九十一―三及び九百一―三並びに、八百四十五、八百四十八、八百六十一、八百六十六―一、八百六十六―二、八百六十八、八百七十四―一、八百七十七、八百七十八、八百七十九、八百八十、八</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三百二十三・六</p> <p>六百五十八・九</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>三・〇</p> <p>十八・〇</p>



	第二号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	令和六年七月十日	指定の年月日
	<p>百八十一、八百八十二、八百八十三、八百八十四、八百八十五、八百八十六、八百八十七、八百八十八、八百八十九、九百、九百一、九百二、九百三、九百四、九百五、九百六、九百七、九百八、九百九、千、千一、千二、千三、千四、千五、千六、千七、千八、千九、千十、千十一、千十二、千十三、千十四、千十五、千十六、千十七、千十八、千十九、千二十、千二十一、千二十二、千二十三、千二十四、千二十五、千二十六、千二十七、千二十八、千二十九、千三十、千三十一、千三十二、千三十三、千三十四、千三十五、千三十六、千三十七、千三十八、千三十九、千四十、千四十一、千四十二、千四十三、千四十四、千四十五、千四十六、千四十七、千四十八、千四十九、千五十、千五十一、千五十二、千五十三、千五十四、千五十五、千五十六、千五十七、千五十八、千五十九、千六十、千六十一、千六十二、千六十三、千六十四、千六十五、千六十六、千六十七、千六十八、千六十九、千七十、千七十一、千七十二、千七十三、千七十四、千七十五、千七十六、千七十七、千七十八、千七十九、千八十、千八十一、千八十二、千八十三、千八十四、千八十五、千八十六、千八十七、千八十八、千八十九、千九十、千九十一、千九十二、千九十三、千九十四、千九十五、千九十六、千九十七、千九十八、千九十九、千百、千百一、千百二、千百三、千百四、千百五、千百六、千百七、千百八、千百九、千百十、千百十一、千百十二、千百十三、千百十四、千百十五、千百十六、千百十七、千百十八、千百十九、千百二十、千百二十一、千百二十二、千百二十三、千百二十四、千百二十五、千百二十六、千百二十七、千百二十八、千百二十九、千百三十、千百三十一、千百三十二、千百三十三、千百三十四、千百三十五、千百三十六、千百三十七、千百三十八、千百三十九、千百四十、千百四十一、千百四十二、千百四十三、千百四十四、千百四十五、千百四十六、千百四十七、千百四十八、千百四十九、千百五十、千百五十一、千百五十二、千百五十三、千百五十四、千百五十五、千百五十六、千百五十七、千百五十八、千百五十九、千百六十、千百六十一、千百六十二、千百六十三、千百六十四、千百六十五、千百六十六、千百六十七、千百六十八、千百六十九、千百七十、千百七十一、千百七十二、千百七十三、千百七十四、千百七十五、千百七十六、千百七十七、千百七十八、千百七十九、千百八十、千百八十一、千百八十二、千百八十三、千百八十四、千百八十五、千百八十六、千百八十七、千百八十八、千百八十九、千百九十、千百九十一、千百九十二、千百九十三、千百九十四、千百九十五、千百九十六、千百九十七、千百九十八、千百九十九、千百、千百一及び千九百一十三の各先</p>	指定に係る道路の位置
		指定に係る道路の延長 (単位メートル)
		指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年七月十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台七百五十二―一、七百五十七―一、七百七十二、七百七十四―二、八百、八百六、八百二十一、八百四十八、八百五十三―一、八百五十三―二及び八百六十八の各一部並びに、七百五十二―一、七百五十七―一、七百七十二、七百七十四―二、八百、八百六、八百二十一、八百四十八、八百五十三―一、八百五十三―二及び八百六十八の各先</p> <p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台七百六十四―一及び七百六十四―二の各一部</p> <p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台九百二及び九百八―一の各一部並びに、九百二及び九百五十五―一の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三百二十六・三</p> <p>三十六・〇</p> <p>九十四・三</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>十四・〇</p> <p>三・〇</p> <p>三・〇</p>

	第二号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
	令和六年七月十日	指定の年月日
埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台七百四十八―一、七百四十九―一、七百七十四―二、七百九十一―二、七百九十二、八百、八百二十九、八百四十、八百四十五及び八百七十七の各一部並びに、七百四十八―一、七百四十九―一、七百七十四―二、七百九十一―二、七百九十二、八百、八百二十九、八百四十、八百四十五及び八百七十七の各先	埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台七百四十一―一、七百四十二―一、七百四十四―一、七百四十四―二、七百四十六―一、七百四十七―二、七百四十八―一、七百四十九―一、七百五十一―一、七百五十二―一及び七百五十七―一の各一部並びに、七百四十八―一、七百四十九―一、七百五十二―一及び七百五十七―一の各先	指定に係る道路の位置
三百二十五・二	四百四十一・五	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
九・五	二・八〇三・五	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年七月十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台七百四十九―一、七百五十二―一、七百七十四―二、七百七十九―一及び八百の各一部</p> <p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台八百九十六、九百一―一、九百四十四、九百六十三―一及び九百六十三―二の各一部並びに、八百九十六、九百一―一、九百一―二、九百一―五、九百四十四、九百六十三―一及び九百六十三―二の各先</p> <p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台九百七十六―二並びに、九百三十七―一、九百六十三―一、九百六十三―二、九百六十四―一、九百六十四―二、九百六十五、九百六十六、九百六十七―一、九百六十七―二、九百六十七―三、九百六十八―一、九百七十、九百七十六―一及び九百七十八―一の各一部並びに、九百三十七―一、九百六十三―二、九百七十</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二百十四・二</p> <p>二百十四・一</p> <p>四百三十四・五</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・五</p> <p>九・五</p> <p>九・五</p>

		第二号	指定番号
		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
		令和六年七月十日	指定の年月日
<p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台七百五十七―一、七百五十九―一、七百五十九―二、七百六十、七百六十一、七百六十二―一、七百六十二―二、七百六十二―三、七百六十三―一、七百六十三―四、七百六十三―五及び七百六十四―一の各一部</p>	<p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台九百一―二、九百二及び九百十四の各一部並びに、九百一―二、九百二及び九百十四の各先</p>	<p>十及び九百七十六―二の各先</p>	指定に係る道路の位置
<p>二百十七・三</p>	<p>二百十五・二</p>		指定に係る道路の延長 (単位メートル)
<p>一・〇〇三・六</p>	<p>九・〇</p>		指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年七月十日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台七百五十七一、七百五十八、七百六十、七百六十一、七百六十二一、七百六十三一、七百六十三四、七百六十四一、七百六十四二、七百六十五、七百七十及び七百七十二の各一部</p> <p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台七百六十一、七百六十二一及び七百六十二一三の各一部</p> <p>埼玉県日高市大字旭ヶ丘字松の台八百六、八百五十三一、八百五十四、八百五十一及び八百六十一の各一部並びに、八百六、八百五十三一、八百五十四及び八百五十六一の各先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二百三十三・一</p> <p>四十九・四</p> <p>二百一十一・六</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p>

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年七月十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年七月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育局等文書管理規則及び埼玉県立学校文書管理規則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県教職員健康審査会委員の委嘱について

ハ 埼玉県社会教育委員の任免について

ニ 埼玉県生涯学習審議会委員の任免について

ホ その他